

国際部会運営規則

公益社団法人日本バイアスロン連盟

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）定款第41条の規定に基づき、国際部会（以下「部会」という。）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 部会は、IBU（国際バイアスロン連合）および各種諸外国関係団体との連絡調整に関する事項を任務とする。

(部会員)

第3条 部会の部会員は、理事、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 部会員は、10人以内とする。

3 部会員のうち、この法人の理事は3人を超えてはならない。

4 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠又は増員により選任された部会員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 部会員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員のうちから互選により選出する。

2 部会長は、部会の議長となり、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じ、部会長が随時召集する。

2 部会長は、部会を招集しようとするときは、部会員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した部会員は、出席者とみなす。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

5 部会員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

6 部会は、原則として、非公開とする。

7 部会長は、必要と認めたときは部会に諮り、参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 部会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、出席した部会員全員が記名押印するものとする。

(事務局)

第7条 部会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、部会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年12月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月7日から施行する。